

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 会員等（第 5 条～第 6 条）
- 第 3 章 役員等（第 7 条～第 12 条）
- 第 4 章 総会（第 13 条～第 19 条）
- 第 5 章 幹事会（第 20 条～第 21 条）
- 第 6 章 事務局等（第 22 条～第 24 条）
- 第 7 章 会計（第 25 条～第 31 条）
- 第 8 章 地域協議会規約の変更（第 32 条～第 33 条）
- 第 9 章 雑則（第 34 条）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この協議会は、仁木町地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）という。

（区域）

第 2 条 地域協議会の区域は、仁木町とする。

（目的）

第 3 条 地域協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や需要に応じた米の生産の推進、地域農業の振興を目的とする。

（事業）

第 4 条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- （2） 需要に応じた米の生産に関すること。
- （3） その他、地域農業を振興するために必要なこと。

2 地域協議会は、前項に掲げる業務の一部を第 5 条に掲げる者、その他会長が適当と認める者に委託して実施することができるものとする。

第 2 章 会員等

（地域協議会の会員）

第 5 条 地域協議会の会員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1） 仁木町長
- （2） 新おたる農業協同組合代表理事組合長
- （3） 仁木町農業委員会長
- （4） みなみ北海道農業共済組合後志支所長

- (5) 余市川土地改良区理事長
- (6) 大江農業生産組合長及び水稻部会長
- (7) 銀山地区農業生産組合長及び水稻部会長
- (8) J A新おたるそば生産組合長

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所に変更があったときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 地域協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は仁木町長、副会長は新おたる農業協同組合代表理事組合長をもって充てる。

3 監事は総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、地域協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 第7条第1項第3号の役員の仕事は、3年間とする。但し再任を妨げない。

2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(仕事完了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事完了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員及び会員の辞任)

第11条 地域協議会は、役員及び会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員及び会員を辞任することができる。この場合には、地域協議会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員及び会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員及び会員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員及び会員の報酬)

第12条 役員及び会員は、無報酬とする。

- 2 役員及び会員には、必要に応じて費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が行う。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他、会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(議会の議決方法等)

第15条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針、実施計画等に関すること。
- (5) その他地域協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 地域協議会の規約変更
 - (2) 地域協議会の解散
 - (3) 役員及び会員の解任
- (書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催前までに地域協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員数、総会に出席した会員数、第18条第4項により総会に出席したとみなされた者の数及び総会に出席した者の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。
- 4 議事録は、第22条第1項の事務局に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 地域協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第22条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 仁木町
 - (2) 新おたる農業協同組合
 - (3) 仁木町農業委員会
 - (4) みなみ北海道農業共済組合
 - (5) 余市川土地改良区
- 3 幹事会の進行は、事務局長がこれにあたる。
- 4 幹事会は事務局長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。

- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第1号にあつては総会開催の7日前までに、第2号及び第3号にあつては必要に応じて協議する。

第6章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、仁木町役場産業課内に事務局を置く。

- 2 地域協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 地域協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 5 事務局長は、仁木町地域農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者並びに仁木町地域農業再生協議会事務処理及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を兼務することができる。

(業務の執行)

第23条 地域協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 仁木町地域農業再生協議会会計処理規程
- (2) 仁木町地域農業再生協議会事務処理及び文書取扱規程
- (3) 仁木町地域農業再生協議会公印取扱規程
- (4) 仁木町地域農業再生協議会内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付)

第24条 地域協議会は、第22条第1項の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員及び会員の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 地域協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第26条 地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業補助金に係る助成金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 地域協議会の資金の取り扱い方法は、仁木町地域農業再生協議会会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 地域協議会の事務に要する経費は、第 26 条に規定する経営所得安定対策等推進事業補助金に係る助成金、その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 地域協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 22 条第 1 項の事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第 31 条 会長は、実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより、関係機関に提出しなければならない。

第 8 章 地域協議会規約の変更

(規約の変更及び届出)

第 32 条 この規約及び第 23 条各号に掲げる規程に変更があった場合は、遅滞なく北海道に届け出なければならない。

(解散及び残余財産)

第 33 条 地域協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっても実施した事業の実施要綱その他規程に定めるところにより返還するものとする。

第 9 章 雑則

(細則)

第 34 条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地域協議会の設立当初の役員を選任については、第 7 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず平成 34 年 3 月 31 日

までとする。

- 3 地域協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 29 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。